

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年4月21日（木曜日）

予算・決算委員会

平成23年4月21日（木曜日） 午前9時00分 開会

本日の委員会に付した事件

1 第80号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長	鈴木司郎	副委員長	滝川健司				
委員	下江洋行	前崎みち子	横山行敬	山田たつや	中西宏彰	鈴木真澄	
	鈴木達雄	長田共永	加藤芳夫	中根正光	丸山隆弘	森 孝	
	菊地勝昭	夏目勝吾					
議長	荒川修吉						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午前9時00分

○鈴木司郎委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、18日の本会議において本委員会に付託されました第80号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第2号）を審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って簡潔明瞭にお願いをいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある内容の質疑としていただき、新規の質疑は行わないようお願いをいたします。

第80号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、歳出2款1項1目一般管理費、庁舎建設業のページ、11ページですけども、1点目といたしまして、基本構想市民会議が開かれるわけですけど、それと、本予算で選定される設計業者との連携の意義と必要性についての見解をお伺いしたいと思います。

2点目といたしまして、庁舎建設における市の基本理念・基本構想、市民会議に求める前に本市はどのような基本理念・基本構想を考えられているのかをお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 ご質問の1点目の基本構想市民会議との連携の意義と必要性ですが、新庁舎基本構想市民会議との連携ですが、設計受託業者が市民会議へアドバイザーとして出席し、専門的見地からの助言、技術的な資料の提出などの支援により、市民会議の議論を実効性があり、効率的に進めるこ

とができるかと期待されます。

また、受託業者は当初段階から市民会議に参画することで、市民会議による答申内容の深部も十分に理解し、年度内に作成する基本計画にも十分反映することが可能となります。

次に、必要性ですが、基本構想は新庁舎建設の方向性を示す重要なものであり、今後の基本計画・基本設計において、より具体的な検討を行うための基本指針となるものであります。このため、建築関係の学識経験者や各種団体の代表者及び公募市民で構成します新庁舎基本構想市民会議を設置し、多様な視点や幅広い識見のもと新庁舎を考える検討会議の答申、市民アンケート調査結果、議会からのご意見なども十分踏まえながら検討を進めるものであります。

続きまして、2点目の庁舎建設における市の基本理念・構想ですが、新庁舎の基本理念は、第1次新城市総合計画のまちの将来像である「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するための4つの基本戦略「市民自治社会創造」「自立創造」「安全・安心の暮らし創造」「環境首都創造」を庁舎建設に十分反映していくことであると考えております。

また、基本構想については、基本理念を具現化するための個々の課題に対しての考え方を整理するものと考えております。

いずれにしましても、基本理念・基本構想の策定につきましては、市の考え方もお伝えしながら新庁舎基本構想市民会議において協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。それでは、再質疑させていただきます。

市民会議との連携は大体理解できるんですけども、設計業者がアドバイザーというか、参加することはわかるんですけども、説明ですと、参加するというか傍聴するんですか。その意図がスムーズに伝わって今後業者がや

る基本計画、基本設計に反映していくという
ような説明があったと思うんですけども、た
だ、傍聴しているだけなのか、それとも、要
所所所で発言の機会があるのか、あるいは、
そういった発言をしていく場合に確かに市民
会議のメンバーの中には学識経験者、あるい
は専門家的な先生が入ってみえるかと思いま
すけども、実務に当たる設計業者の意見とい
うのが色濃く反映されて、どちらかという
とそちらのほうに誘導されるような懸念もある
わけですけども、そういった心配については
どのようにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 ただいまのご質
問につきましては、先ほど申しあげましたと
おり市民会議へ設計受託業者が参画するとい
う大きな意義としては、専門的見地からの助
言ですとか、技術的な資料を提出するという
ことで、あくまで主体は市民会議のほうにあ
りますので、そちらの受託業者、設計業者の
ほうがその議論を誘導することのないように
心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 助言だということはわかり
ますけども、私も一応昔っていったらおかし
いですけど、設計事務所をやっておりまして、
最近ほとんどやっておりませんけど。

やはり設計者というのは、自己顕示欲が強
くて、特に自分の考えというのをなるべく反
映したいという思いがあるわけなんですけど
も、特にこういう庁舎の建設ですと、当然経
験豊富な設計をされた方がプロポーザルで選
ばれると思いますし、そういった業者の方は
それなりの考えを設計にあらわしたいという
ような思いがあると思うんですけど、なるべく
そういう設計者の個性を出すべき部分と、
ある程度抑えて市民会議の考え方を優先させ
るようなやり方が必要だと思うんです。

そうすると市民会議における設計者の位置

付けというのは、ただ単なる助言とあれだけ
で本当にそういったあくまで主体は市民会議
の市民、要するにメンバーが構想を練るとい
うと、今までの土地の選定委員会も傍聴させ
ていただきましたけど、どうしても事務局主
導というか、事前に用意された資料に基づい
て会議をしていくような流れが多々見受けら
れておりますし、ほかのいろんな市民会議な
ど見てもどうしても事務局主導の市民会議に
ならざるを得ないような気がするんですけど
も、その辺を本当に市民代表あるいは各種団
体の代表、あるいは学識経験者の中から、本
当に今本市にとって必要な庁舎の構想を引き
出す手法ですよね、その辺をどのように考え
ているのかももう少し具体的にお答えができれ
ばと思いますけど。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 市民会議の構成
メンバーですけれども、事前に資料をご提出
させていただきましたけれども、新庁舎の基
本構想の策定に関する事、その他新庁舎の
建設に関して必要なことを所掌事務としまし
て委員16名以内で構成するという予定でおり
ます。

その中には、学識経験者、各種団体代表者、
こちらは庁舎をよく利用される団体の代表者、
あるいは、それぞれの年代層の団体というこ
とで予定をしております。また、公募市民も
5名ほど予定しておりますので、そういった
方が庁舎を利用する立場からさまざまなご意
見をいただいて、それをまとめていくという
ことでございます。

市民会議の方の検討内容につきましてはま
だまだ十分ではございませんけれども、しっ
かり議論をさせていただきたいと思ってお
ります。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。市民会議のメンバー
も大体顔ぶれが想像付くわけですけども、常

連市民が出て、ありきたりのアリバイ的な会議にならないようにしっかりしていただきたいと思います。

それから、2点目のほうの再質疑に入りますけども、基本理念・基本構想については、総合計画にうたわれているようなのが大もとになることはわかるんですけども、庁舎建設の大きな目標として、「防災拠点としての機能を充実」というのがあったと思うんですけども、この辺については東北地方大震災前と、後で考え方は変わったのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 ただいまのご質問ですけれども、3月11日に発災しました東日本大震災の影響を皆さんも目の当たりにしておられるかと思えます。

特に、庁舎が津波でなくなったところもございまして、庁舎も社会インフラの一つとしての重要性がさらに皆さんの認識の中で高まっているのではないかというふうに思っております。

市としましても、防災拠点のあり方というものももう少し考え直さなくてはいけないというきっかけにはなっているとは思いますが、今のところ具体的にはどのように防災拠点をさらに高度にするというようなものは持ち合わせておりません。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 なるべく予算から外れないようには聞こうと思うんですけども。

この予算によって、設計業者が決まって市民会議が開かれ、22年度末に決められた体育館を含む現庁舎ゾーンという漠然とした中から、ある程度の線引きを12月末までに行うという、同時並行作業だと思うんですけども、その防災拠点としての位置付け、考え方から、本当に線引きがどのように動くのか、あるいは、その辺も含めて今の敷地の中でそういった防災拠点、ゆとりのある防災機能が果たせ

るのかどうか、テレビのニュースですと大分想定外、想定外って言うのは、起きたっていう言いわけをしておりますけども、想定外が起きても対応できるような計画、あるいは構想を練るために、必要な敷地ですよ、エリア、それを決めていかれると思うんですけども、状況によっては、その敷地の見直しまで発展するようなことがあり得るのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 新庁舎の建設敷地につきましては、3月29日に発表しましたとおり市民体育館を含む現庁舎ゾーンということで、まだ具体的な敷地というふうには考えておりませんので、こちらのゾーンの中でという範囲内で考えております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。ゾーンはわかるんですけど、敷地を広げる、広げないはちょっとおきまして、今のゾーンの周りには木造の密集地帯があるわけですけども、そういうところから火災が発生した場合に本当に今のところに建って、庁舎が防災拠点としての機能を果たすのかどうかというような想定、これはもう想定できてしまう話なんですけど、そういったことも考慮された現在地という決定なのかどうか。それが今後防災拠点としての機能を求めていく中で今の敷地、十分な敷地が広げればいいんですけど広げられなかった場合には、今の敷地で果たしてゆとりのある計画ができるのかどうかという心配をされるわけですけども、それは今後の市民会議の基本構想とか、基本計画の中でもそういった意見が出るかもしれませんし、一応行政側としては体育館を含む現庁舎ゾーンという決めはしましたけども、ひょっとしたらその構想の中でいや不十分じゃないかというような話が出るのかどうかということ、あるいは、この震災を受けて国全体の都市計画の手法ですか、まちづくりの考え方もひょっとしたら変わるか

もしないような状況になるわけですが、その辺は、まだ不確定な部分があるものですから、23年度の国のそういったような動きを見据えた上で、改めて建設についても考え直すような場合が想定されるかもしれませんが、想定の問題してもしようがないんであれですけども、そういうことも踏まえた基本構想、あるいは、基本計画になっていくと思いますのでその辺も情報収集ですとか、ある程度先を読まれて、決して想定外なことが起きても対応できる敷地と庁舎であるような計画にすべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 ご指摘の点も想定しながら、考えてまいりたいと思います。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 はい。それでは同じく一般管理費、庁舎建設事業について。

1点目です。プロポーザル方式による設計業者選定の意義、それから、この時点で設計業者を決める理由についての見解を伺います。

2点目、プロポーザル評価委員の選定基準について、その基本的な考えを伺います。

3点目、基本理念・基本構想の結果によっては、次年度以降の事業方針の変更、それから、それによる継続費で設定された平成24年度以降の基本設計の歳出金額に変更はあるのか伺います。

滝川議員の質疑で、半ば回答が重複するところがあると思いますけども、よろしく願いします。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 それでは、お答えさせていただきます。

まず、プロポーザル方式による選定の意義及びこの時点の設計者を決める理由についてということで、まずプロポーザル方式による

設計業者選定の意義についてですが、一般的には建築設計は発注段階では完成形が予想できないものですので、その発注に当たりましたは技術と協調性を持った設計者の選定が重要であり、その選定方法としてプロポーザル方式が有効とされております。

例えば、小規模施設ですとか、ある程度パターン化された施設は別といたしまして、庁舎建設につきましては、設計条件の複雑化、多様化が想定されることから、高度な技術、類似施設の設計実績とともにこの地域の理解度、私たちと一緒に条件整理に取り組む協調性も含めまして評価し、設計者を選定することが重要であり、この意味において、プロポーザル方式を採用する一つの大きな意義があると考えております。

次に、この時点で設計者を選定する理由、見解でございますが、建築設計にとって基本理念・基本構想は規範でありまして、常にそこにフィードバックしながら進めるための重要なものであります。今回の計画では、基本理念・基本構想の検討は市民会議に諮問することが予定されておりますし、庁舎機能の細部についての検討を庁内作業部会等で行うことも予定しております。

これらの検討会と早期に連携する必要性から、この時点で業者を選定する計画といたしました。

この早期に連携する必要性につきましては、ただいま滝川議員のご質疑にありました基本構想市民会議との連携の意義と必要性についての見解でお答えさせていただきました、市民会議の実効性及び効率性と答申内容の理解の深さ、という見解と同様の趣旨でございます。

また、この設計者にとりましても、同時進行的に基本設計の条件整理に取りかかることができまして、工程進捗の面でも有意であると考えております。

次に、2問目のプロポーザル評価委員の選

定基準の基本的な考え方でございます。プロポーザル方式の対象業務は建築設計に限って採用される手法ではございませんので、対象業務の性質、難易度などによって評価委員の選定もさまざまであると考えております。

庁舎建設事業は言うまでもなく大きなプロジェクトでありまして、設計業者選定につきましては市職員のほか、客観性、専門性を重視しまして、建築の専門とする学識経験者2名を加えた評価委員会で評価することを考えております。

また、この2名の学識経験者の選定につきましても、1名はまちづくりなど幅広い知識と経験を持つ方、もう1名は建築計画・設計実務の知識と経験を持つ方を選定したいと考えております。

いずれにいたしましても、基本的には評価委員会に求められるものは客観性と専門性と、それから、運営につきましては透明性が求められていると認識しておりますので、その点十分留意して進めてまいりたいと考えております。

次に、3問目、基本理念・基本構想の結果によって歳出金額に変更があるかということでございますが、基本設計業務委託につきましては、議会からの資料要求に基づき提出させていただきましたとおり、積算根拠は愛知県建設部の積算資料を採用し、庁舎規模は平成18年度、平成22年度の新城市庁舎検討報告書での庁舎規模の想定をベースにして、算出したものであります。

一般的には、基本計画などで庁舎規模を決定し、それを条件に発注いたしますので、設計者はその規模を基準に基本設計を行うんですけれども、今回の委託につきましては基本構想・基本計画から検討を行うということで、いろいろなパターンを検討する必要があると考えております。

設計委託仕様書において、この辺を十分明示しまして発注させていただきますので、基

本的には平成24年度の基本設計歳出金額の変更は想定されないものと考えております。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 はい。設計者その2でございますけれども、プロポーザル方式で設計業者を決めるというのが非常に難しいというか、実際は今までの実績というようなことが主になるような気がしております。

それで、今ご回答ありました、それから、以前の説明もありました今回プロポーザルで決めていく業者は、いわゆる市民会議等のパートナーとしての立場をとっていくような話がありました。理解力、協調性がある、というような、今ご回答もありましたけれども、そういったふうな観点からの選定ということであろうかと思っております。

それで、(2)番でプロポーザル評価委員の選定基準、学識経験者2名プラス職員ということで、そのあたりでそういった業者を選定していくには、なかなか難しいところがあると思っておりますけれども、再度伺いますけれども、この段階で選定の基準を公にできるという段階ではないかもしれませんが、特に重要視するというか、この新城市のこれからの市役所をつくっていく市民会議の意見を、余り恣意的な誘導はしなくてまとめていくというような、そういう力があるかどうかというあたりは、そういったふうな観点で決めていくのかと、大ざっぱな話ですけども、そのあたりを伺いたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 それでは、お答えさせていただきます。

まず、技術力につきましては実績等を踏まえさせていただきますけれども、ヒアリングにおきまして、建築の専門の有識者を中心にヒアリングしていただきたいと思っております。

それから、協調性とか、この地域の理解につきましても、プロポーザルでこちらから課

題を与えまして、それに対してのお答え等を参考に業者を決めていくわけなんですけれども、その課題と、それから運営につきましても、今後評価委員会の中で決めていくわけなものですから、まだ決まっておられませんけれども、そこでこちらから与えた課題に対してこの地域への理解をどのように考えるか、それから、市との協力体制について、どのような考えを持って行うのか、そういったヒアリングを行いますので、そこで判断するものと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 はい。このプロポーザルに参加できる業者というのは、どの範囲の業者を考えられているのか伺います。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 庁舎につきましては、規模が大規模なものですから、設計者の技術力も当然なんですけど、人的体制というのも大変重要になります。限られたスケジュールの中でいろいろな問題をこなして、成果品を上げつくるというためにはある程度大きな規模を想定しておりますが、いずれにつきましても、入札審査会という手続きを踏みますので、その段階で業者選定については十分審査させていただきまして、公平性、客観性と透明性を配慮しながら決めてまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 はい。3点目にいきますけれども、先ほど滝川議員のお答えの中でいろんな変化も想定されるようなお答えもありましたが、今の私の回答ではいろんな23、24年度の中身の変更から金額の変更には反映されないような、ちょっと違うような答えだったのかなと思いますけども、現在敷地がこれから決まっていない、これから決めていく段階、それから、恐らく基本構想の段階では現庁舎の新しい部分を利用するとか、そういった、しないとかいう話も出てくるだろうと思いま

す。

ということで、当然設計のいわゆる規模、建物の規模というものも話し合いの中で変化する可能性は十分にあると思うんですね。それで資料の中に設計料等の根拠ということで、資料請求の中でありましたけども、そういった計算からすると、当然変化していくことが想定内ではないかという気がするんですが、そのあたりのことをもう一回確認します。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 基本的には変更はないものと想定しておりますとお答えいたしましたけども、一からつくり上げるものとしても検討の土台、方向性はございます。敷地は市民体育館を含む現庁舎ゾーン、それから、形式は一体型庁舎、3・11の震災以降、それ以前、それ以降では大きく考え方が変わるということがございます。それは承知しておりますが、基本的にはこの設計委託料の出し方は規模、9,000平米というものを想定しております。先ほど申し上げましたように、その前後の規模についても当然検討させるということでございますので、この二つの方向性が変更となることがあれば予算要求の基準と整合性について精査させていただくことになるとは思いますけども、一体型庁舎、当然防災となれば一体型庁舎になるでしょうし、大きくなるといういいましても、建物自体はそれほど変化はないだろうという想定のもとに変更はないでしょうということでお答えさせていただきました。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 はい。若干、半分ぐらい外れると思いますが質疑をしますけど、今回先ほどのいろんなパターンを幾つも、パートナーとしての設計業者に提案してもらいながらいろんな検討をしていくというようなお答えもあったと思うんですが、そのパターンの中で敷地を決めるということに対する仕事というか、こういう敷地だったらこういう建物

ができる、こういう敷地だったらこういうの
ができる、それから、もう少し大きく言えば
まちづくりの専門家も中にいるというよう
なことです。周辺の住宅に影響を及ぼし
そうな場合は、そういった部分も含めたま
ちづくり的な提案もある程度提示してい
くような、そういったふうなことも想定し
たような23年度の議論になっていくん
でしょう。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 議員、おっ
しゃられた内容も含めまして、いろん
なパターンを検討するというはそうい
うものも含めたパターンを検討して
いただくということで、巨額な税金を
使わせていただきますので、やって
いただけるものはすべてやっていただ
くというつもりで、もちろん市のほう
も協力してやっていきますけれども、
選んだ設計事務所のノウハウを十分
活かしてもらって、言い方悪いです
けれども使い倒すというつもりで
やらせていただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の
質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わ
りました。
ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出2款、総務費の質疑を終了
します。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 はい。それでは、
総括ということで2点お伺い
します。

1点目といたしまして、東北地方
太平洋沖地震が発生したわけなん
ですけれども、その後いろんな報
道等がされておりますけれども、
地方財政への影響ですとか、今
後数年間の本市への財政への影
響の見通しですとか、庁舎建
設計画と庁舎建設の財政計画が、
震災前と震災後でどのように影
響を受けるのかについての見
解をお伺いしたいと思います。

それから、2点目といたしまして、
3月議

会の答弁等と言われております地
域住民の生活権を守り侵さない
慎重な対応というふうなご解
答がありましたけれども、それにつ
いて具体的な対応についてお伺
いしたいと思いますのでよろし
くお願いします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 それでは、ま
ず1点目の東北地方太平洋沖地
震発生後における地方財政への
影響という点でございますけれ
ども、現在各種報道があると
おり、国におきましては震災の
復旧・復興対策の補正予算編成
を検討しており、第1次として
4兆円規模を見込んでいるよう
です。

財源としては、子ども手当上積
み分、高速道路無料化、基礎年
金の国庫負担率、それから、政
府開発援助等の見直し分と予
備費の活用を視野に入れている
ようでございますけれども、た
だ、この財源振り替えにつきま
しては異論もございまして、な
かなか流動的であるというふう
に思っております。

それで、今後さらに数次の補正
予算が必要という意見もござい
まして、復旧・復興対策の検討
と並行して、予算内容、財源の
議論も行われるものと見込んで
おります。

また、国の当初予算に含まれて
いる公共事業費のうちの5%分
、これは約3,000億円ござい
ますが、復旧・復興事業に重点
配分するの方針でございます。た
だ、公共事業のどの分野を重点
配分するかなど、詳細について
明らかになっていない状況で
ございます。

それで、大震災の被害が甚大
でございますので、本年度にお
いては国を挙げて被災地の復
旧・復興対策に取り組むこと
になると思われま。本市の財
政見通しにつきましては、先
に企画部からご提出さしてく
ださりました総合計画中期基
本計画の19ページに図表18
という図表がございますけれ
ども、財政推計とお見込んで
いるところでございます。こ
れは、震災前に策定した財政
推計でございますけれども、
ご指摘の大震災の影響でござ

ますが、大きく分けて地域経済の動向と、それから地方財政対策の2点で検討する必要があると認識をしております。

それで、いずれも何らか震災の影響が出てくるものと思っておりますが、現段階においては財政推計を修正する材料はまだ乏しい状態でございます。財政推計は中期基本計画を推進していく上で大変重要なものでございますので、状況に応じて見直しを行っていくこととしております。

庁舎建設事業につきましては、中期基本計画の重要なプロジェクトの一つでございます。他の重要なプロジェクトとともに着実な進捗を目指していくよう位置付けているところでございます。

この庁舎建設事業は、自己資金と合併特例債で財源構成を予定しておりますので、地方債資金の調達に支障が出なければ大きな影響を受けることは、可能性は少ないというふうに見込んでいます。

庁舎建設事業に限らず、中期基本計画に計上されている事業はいずれも市の将来に向かって重要な事業ばかりでございますので、事業の着実な進捗が図れるよう財源確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 地域住民の生活権を守り、侵さない慎重な対応についてお答えさせていただきます。

新庁舎建設地につきましては、3月29日に発表しましたとおり、市民体育館を含む現庁舎ゾーンと決定したもので、具体的な範囲を示したものではありませんことをご理解いただきたいと思っております。

したがって、具体的には関係する権利者への十分な説明により、合意を得ながら庁舎建設用地を確定していきたいと考えております。この場合、平成23年3月議会におきまして答弁しましたとおり、地権者、居住者の

皆さんの生活権、所有権、財産権を侵害することなく、合意と納得の中で進めるという方針を持って対応したいと考えております。

また、周辺地域の方々にも十分な情報提供を心がけてまいります。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目の再質問させていただきます。ご答弁のとおり、まだ国自体がどういう動きというか復興計画、財政計画等がはっきりしておりませんので、今の時点で新城市がどうのこうのということは確かに難しいと思います。

いろんな形でこれから具体的な計画、あるいは、財政見通しが出てくると思います。話によっては消費税のアップですとか、復興税ですとか、いろんな要素がありますし、そういった影響もありますでしょうが、今回の大震災は以前のリーマンショック以上の経済への影響があるというふうなことも言われております。

そういった場合に、市の税収も当然影響を受けるでしょうし、いろんな要素が考えられるわけですが、今の時点でなかなか明快な答弁というのは難しいのは十分わかっております。

23年度中、あるいは、来年度予算編成に入ってから、あるいは、国のほうの予算編成、あるいは、いろんな復興計画、財政計画等が出てきた時点、要するに23年度いっぱいぐらい、大まかにかかるかと思っておりますが、それをあわせて新城市のそういった財政推計も、当然ある程度予測ができるかどうかわかりませんが、ある程度見通しができる段階になったときに、本当に今の27年度末、要するに合併特例債期限までに建設という計画がそのとおりいけるかどうかの判断もせざるを得ない状況が発生すると思っておりますし、また、そういった状況の中で23年度末ぐらいで一回立ちどまるという表現がおかしいかもしれませんが、本当にこの計画をそのまま実行でき

るかの判断をする時期が来ると思います。

そういった時期が来たときに一度立ちどまって判断すべきだと思いますし、東北地方にも合併したところがたくさんあって、合併特例債を使おうとしていたところも多々あったと思うんですけど、根底から覆ってしまったと。そうすると、合併特例債の制度自体も見直される可能性もあるでしょうし、新城市までそれが波及するかどうかわかりませんが、いろんな要素を含んでおる中で本年度の基本構想・基本計画ぐらいは特に影響はないでしょうけども、来年度以降の基本設計・実施設計あるいは、26年・27年の建設計画に対しては、大きな影響を受ける可能性があるということで、23年度中に一度そういう推計を立てた上で、今の計画どおりに物事が運ぶかどうかを一回検証すべきだと思いますけど、そうやって立ちどまって判断すべきだと思いますけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 はい。何点か要素をいただきましたので、それぞれちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

まず、経済への影響、市税の税収等への影響ということでございますけれども、これは非常に見通しが難しいところでございます。ただ、希望的に少し違いますが、阪神大震災のときの影響ということがひとつ前例としてございます。阪神大震災のときでは、震災直後円の為替相場が一たん上昇し、それから下落に転じております。半年後ぐらいから円安傾向に向かっております。今現在の円の動向でございますけれども、震災直後にやはり日本の資金需要が非常に高まるのではないかと、円高にかなり振れております。その後3月末に向かって円安傾向に転じたけれども、また、4月に入ってアメリカの国債の格付けの下落、それから、ヨーロッパの信用不安等の影響もございまして、資金が

円に投入されているという状況でございます。

当分円に関しては上下変動が激しい状況でございますけれども、阪神大震災の状況から見ると、今後欧米の経済動向にもよりますけれども、円安傾向にいく可能性はあるなというふうに思っております。

それから、経済状況でございましてけれども、阪神大震災のときに生産能力が一時かなり影響を受けましたが、その後やはり半年ぐらいを過ぎたあたりから経済動向が上昇傾向に転じております。今回の震災でございましてけれども、やはり生産にかなり影響を受けるのではないかとというふうな経済アナリストの見方が出ております。

それで、それには二つの要素がございまして、一つは電力の問題、もう一つはサプライチェーンの問題でございまして。

電力に関しましては、たまたま60キロヘルツ帯と50キロヘルツ帯の違いがございまして、60キロヘルツ帯については経済活動について大きな影響を与えることがないだろうというふうに思っております。

ただ、サプライチェーンの問題につきましては、素材の問題もございまして、若干影響を受けるかとは思いますが、ただ震災復興もございまして今後内需の拡大に結びついていく可能性が高いなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、震災の復興計画とともに1年、2年というふうに過ぎていった段階で、経済的には内需の拡大が見込まれるのではないかとというふうに現時点では考えております。それが、私どもの市の税収にもある程度影響をしてくるだろうというふうに思っております。

それから、途中で1回財政推計を見直して、建設計画について再検討する必要があるのではないかとのご指摘でございまして、財政推計は先ほどお答えしましたように、随時見直していくように予定をしております。

それで、建設計画につきまして、今現在想定事業費というのはまだ去年の9月に職員で構成した検討委員会がございましたけども、その答申に沿った、答申内容で現在事業費を財政担当としては見込んでいますところがございますけれども、先ほどからの議論がありますように、今後市民会議、それから、基本構想、基本計画、実施計画、基本設計というふうに移っていきます。その段階で事業費がかなり明確になってきますので、その時点で財政推計も見直していきますし、最終的には24年度に基本設計ができ上がった段階である程度の事業費が見込まれるというふうに思っております。

そこで、当然そこに至るまでいろんな議論があると思いますので、議論を踏まえながら検討していくということになると思います。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。現時点での答弁はそういうふうになると思いますけども、当然トヨタ自動車がああいうような状況になれば、それは全国的に影響することはわかっておりますし、今後内需が拡大することもわかりますし、当然それに伴って資材の高騰が見込まれるし、いろんな不確定な要素があるわけですけども、そういった状況の中で計画は随時財政推計については見直されるかと思っておりますし、計画についても対応されていかれるとは思いますが、一番私たちが心配しているのはそれによる市民サービスへの影響を危惧しておるわけですけども、その計画、一度動き出すとなかなかとまらない計画だと思いますけど、それによって市民サービスへの影響があることを一番懸念しておるものですから、そこら辺を一番重要な判断材料になるかと思うんですけども、そういったことはある程度想定して、いかに市民サービスを低下させることなく庁舎建設をスムーズにというか、市の財政にも大きな影響にならないよう

な形で当然計画されていかれると思いますけども、その都度状況を報告していただくとともに市民への適切な説明が必要になってくると思います。

そんな中で、先ほど計画自体の見直しはないというようなご答弁でしたけども、想定内はそうでしょうけども想定外のことが起きれば当然立ちどまることも必要かと思っておりますけども、逆にそれではどういう状況になったらそういう計画を見直すとか、そういったようなことは想定されているのか、そういうことは想定外なのか、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 はい。まず1点目の市民サービスへの影響という点でございますけれども、1問目でお答えをしましたように、総合計画の中期計画を着実に推進していくというのが、私ども財政担当の使命でございます。

総合計画の中期基本計画については、お目通しをいただいたと思いますけれども、非常にたくさんのプロジェクトが載っております。その中には、庁舎建設事業は入っておりますけれども、そのほかにも福祉、それから、医療等のソフト事業にもかなり多くの事業が盛り込まれております。

それで、1問目で答弁しました中期計画を着実に推進、進捗をしていくというふうな内容はただ庁舎建設事業だけをとらえていつているわけではなくて、そういった総合計画に網羅されているいろいろな事業が円滑に、着実に前進していけるように財政担当として頑張りたいというふうな趣旨でございますが、その点をご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、市民への影響ということでございますけれども、これは今ご答弁しましたようにいろいろな市民サービスを維持、向上させていくのが市の使命でございますので、そういった点でソフト、ハードとも中期計画が

円滑に推進できるようにしていきたいと思っておりますが、その見直しという点でございますけれども、総合計画の前期基本計画でもございましたけれども、毎年計画というのはローリングで見直していくというルールになっております。

でありますので、中期に載っているすべての事業について毎年ローリングをして見直していくということは予定をすることでございます。それで、そういったローリングの中でいろいろな検討はされていくというふうに財政担当は考えております。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。我々議会もそういった情報に基づいて、それぞれその都度判断して見守っていきたいと思います。

現時点での答弁というか議論は、それ以上でもそれ以下でもないのかなと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、「地域住民の生活権を守り」ということなんですけれども、回答のとおりなことは理解できるんですけども、議会にも地域住民の方からなかなかこの歳になって移転するようなことはしたくないというご要望もきておりますし、先ほどの答弁ですと権利と生活権を侵さないというのは、それは合意があって、きちんとした生活ができればいいのかという問題、そうすると敷地の線を引くのに大変な作業を伴うということと、果たしてその敷地を現時点で広げる想定をされているのか、そういった作業はどのように進んでおるのか、それによっては基本計画、基本構想に甚大な影響を与えるわけなものですから、単にざくっと生活権を侵さないという表現だけで物事は進んでいくのか、その辺の見解について再度お聞きしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 地権者との話し合いですけれども、震災がありまして余裕を持

った敷地ということは念頭にあります。このため、関係者等これからですけども十分協議して、その中で敷地を確定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。そのとおりでんですけども、難しい作業になるとは思いますが、高齢者の方も大分見えますので、その辺今の時点でもかなり不安を抱いておりますので、いつまでもずるずると引きずらずに結論は早く出してあげることのほうが私は大事だと思います。その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、そういった方たちの意向をちょっと前の質問に絡んでしまうかもしれませんが、その地権者ですが、地域住民の方もその市民会議に当然入れていただけるのかどうか、その辺の確約をお願いしたいということ、その点についていかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 市民会議の委員の中で、各種団体ですとかは予定しておりますので、地域住民の方には公募の市民というような形で入っていただくことも想定しております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 想定ではなくて、入れていただけるのか、公募で応募したけどはねられてしまうということも可能性はあるけど、想定ではなくて入れていただけるのか、入れていただけないのかと、はっきり答弁していただきたいと思ひます。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 委員のほうに出たいという意向が地元でありますので、委員にするようにしてまいります。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 はい。いずれにしましても、

今後開かれる市民会議で構想とか練られる中で、敷地の当然話も出ますでしょうし、市民会議の中で地域住民の答えの配慮等も含めた構想、あるいは、敷地線の確定をスムーズな形で進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 行政と市民、行政と議会との関係について、4点お尋ねいたします。

4月11日開催の議会の総合政策特別委員会で配布されました資料3によりまして、こんなことが書いてありました。『庁舎建設事業については、一から市民、議会、行政とともに創り上げていくものといえることから、その良きパートナーとなって設計業務を遂行できる設計者を選定する必要性から「プロポーザル方式」を採用するものである』と、このようにただし書きの中に書いてございました。良きパートナーとなる設計者に対する市民の皆さん、そして、我々議会、この参画をどのように進めていかれるのかお尋ねします。

2点目に入ります。庁舎建設事業は、基本理念や基本方針というものが、この検討が最も重要であると私は考えております。どのように臨まれていかれるのか、お尋ねします。

それから、3点目に入ります。基本構想の答申、後々の答申でありますけれども、答申から基本計画の決定への流れによりまして、用地への決定、また、敷地の確保、また、庁舎の構想というものが見えてくるわけでありまして、それに講じる市民の皆さんや議会への行動計画をどのようにとっていかれるのか、お聞きします。

そして、4点目へ入ります。市議会、または、議会総合政策特別委員会に対する基本構想の承認手続きを考えていらっしゃるのかどうかお尋ねします。

以上です。

○鈴木司郎委員長 片瀬契約検査室参事。

○片瀬雅好契約検査室参事 それでは、1項目、設計者と市民、議会の参画をどのように進めるのかについて、お答えさせていただきます。

総合政策特別委員会で配布させていただきました資料3で述べておりますのは、庁舎はみんなで造るものという取り組みの姿勢の基本理念として市民以下行政と共に創り上げていくものとしております。

そして、庁舎建設に関する技術と実績を持ち、なおかつ私たちとともに事業遂行に取り組んでいただける設計者を選定する手法としてプロポーザル方式が有意であるという趣旨の文書でございます。

その上で、設計への参画につきましては、繰り返しの説明となりますが平成23年度に基本構想市民会議、庁内作業部会を踏まえた基本計画の策定を行い、平成24年度にはその基本計画を規範としまして基本設計を策定する計画であります。

基本構想市民会議での直接参加のほか、これら各ステップでの意見をいただくなど、何らかの形でまだ具体的な参画方法はこれから検討となりますが、何らかの形で参画をいただけるような機会を設けてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 2点目の庁舎建設事業基本理念や基本方針の検討が最も重要であるがどのように臨まれるかという点に対しましては、庁舎建設の基本理念や基本方針は、先ほどの滝川議員からのご質問でもお答えしましたとおり、第一次新城市総合計画が目指すまちの将来像と実現のための4つの基本戦略を庁舎建設にどのように理念として盛り込み、どのように具現化していくかを示すもので、大変重要なものと理解しております。

そのため、新庁舎基本構想市民会議を設置

し、多様な視点や幅広い識見をお持ちの方々の意見を集約してまいりたいと考えております。なお、検討の過程ではこれまでの検討資料を参考としていただくとともに、議会からのご意見も十分に情報提供してまいりたいと考えております。

3点目の基本構想、答申、基本計画決定により用地決定へと講じる市民や議会への行動計画はということに対しましては、新庁舎基本構想市民会議での基本構想の検討段階において、庁舎建設用地は必ずしも確定している必要はございませんが、設計受託業者の作成する基本計画の作成段階では必要となりますので、基本構想の検討と併行して概ねの区域を確定してまいります。

なお、庁舎建設用地の確定につきましては、権利者の合意と納得の中で進めるという大きな方針がありますので、今後この基本方針に従い関係地権者等への説明、協議、意向の確認などを進めさせていただきます。

こうした結果、権利者の合意と納得を前提として概ねの区域が設定できた段階で市民、議会に十分ご説明をさせていただきたいと考えております。

4点目ですけれども、新庁舎の基本構想は先にご説明しましたとおり、第一次新城市総合計画が目指すまちの将来像と実現のための4つの基本戦略を、庁舎建設にどのように理念として盛り込み、どのように具現化していくかを文書で表したものであろうと想定しております。新庁舎基本構想市民会議からの答申があり次第、答申内容を議会にご報告するとともにご意見を伺いながら、年内をめどに市として基本構想を決定してまいります。

以上です。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 まず、1点目のところを再質疑をさせていただきます。

要するに、ここの説明から見ましても、特に市民委員会とのかかわりについて、私たち

議会としての意見というのはまだ提示はしていないと想定をして私は質問をさせていただいておりますけれども、議会はどういうふうにかかわっていくのか、この市民会議また及びこの庁舎建設事業そのものに対してですね。予算にかかわるものについては、当然かかわっていくわけでありましてけれども、やはり、基本構想も含めて、基本計画も含めて、一大事業のプロジェクトとしても位置付けるならば、私たち市民から付託を受けた議会はしっかりと携わっていかないといけないのかなどの思いを一方では私は持っております。その辺について、議会がどのようにかかわっていく場を提供していただけるのか。それからまた、市が議会にどのようにかかわっていくのか、その基本的なところをお尋ねしたいと思います。

一番最初の款、項、目の質疑の中で、滝川議員のほうからも言われておりましたけれども、専門家の、この議会の中には専門家がいらっしゃいます。過去の経歴を持った方々、大きな力を持った建築設計士もいらっしゃいます。それから、いろんなさまざまな立場で物が言える、行動をとられる議員の皆さんもおいでのになりますので、やはり市民会議とのかかわり方というものは非常に私は重要だと思いますので、何としても接点が、方向性を示していただけるのかどうか、ここを確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 それでは、議会とのかかわりですけれども、庁舎には議場ですとか、議会事務局などすべての議会機能も当然整備していくこととなります。このため、新城市議会が目指すあるべき議会運営の形ですとか、これには施設規模ですとか、施設構成だけではなくて、議会活動のしやすさですとか、市民が訪れやすい議会というようなことも含まれると思いますが、こうしたものをどのように位置付けていくかについても、基

本構想の検討段階から視野に入れていきたいと思っております。それには議会の考え方も十分に踏まえて反映させなければならないものだと考えておりますので、ぜひそういった機会ごとに議会としても検討にかかわっていただけたらと思っております。

市民会議においても、同様でございます。

以上です。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 要するに市民会議に参加するかしないかというその議論を、特別委員会の中では、議会の中では致しましたが、議会としてどうなんだというところが、その接点が私はどうも見えてこないものですから、これは改めてやはり議会としても考えていかないといけないのかなと、私は思っております。

とにかく、質疑の中で、最初のほうでもありましたように、新庁舎の建設っていいものは、新城市全体のこの将来の見据えたあり方を初めとしまして、市政、また行政の協働、市民の皆さんとの協働をどういうふうに位置付けていくのか、そのために市民の皆さん、行政の皆さんと議会がどうやって歩んでいくのかという、そんな構想をもとにして基本構想がつくられるであろうと想定をいたす中で、この新城市議会に対するかかわり方、特に力を入れて市長をはじめ、望んでいただきたいと思います。正直言いまして、今までそのあたりが明示をされていないと。これは力強く、やっぱり我々議会に対してどういうふうやっていくんだというその理念から始まって、示していただきたいと思いますと思うんですが、改めてお尋ねしますがいかがでしょうか。市長でも結構です。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 私どもでは、当初庁舎の検討委員会に議会が入っていただきたいという考えもありましたが、これにつきましては議会の考え方に従って整理をさせていただきたいと思っております。

その結論を得次第、また会議に入らない場合の議会とのかかわりについては、また総合政策特別委員会、あるいは、議長、副議長と協議をさせていただきまして、しっかりと政治共有ができるような場を設置していきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。今後、よろしくお願ひしたいと思います。

それから後、2点目のところについては、基本理念・基本方針については滝川議員等の中でも質疑がありましたので、この辺は次につりたいと思います。

3点目の基本構想の答申から行く行く基本計画の決定へと至るわけでありましてけれども、その中で最終的に、先ほどの答弁の中にもありましたように、用地の確保も含めた決定、敷地の決定ですね。また、庁舎そのものへも大体と想像できるような形になっていくのが世の常の基本計画というものであると、私は認識しておりますけれども、これも含めてその段階においてもやはり市民の皆さんと議会へのかかわり方というものについて、力を入れていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。改めて、お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 古田総合政策部参事。

○古田孝志総合政策部参事 先ほど答弁させていただきましたとおり、建設用地の確定も含めまして、その段階で市民、議会に十分ご説明をさせていただきます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この辺でやめときますが、4点目に入ります。

4点目のところの基本構想の承認手続きについてでありますけれども、結局今まで議会の中で過去5年前から合併以降、私自身もこの庁舎問題については触れてまいりました、一般質問等々の中で。

また、改めて改選された以降、各それぞれの議員の皆さんからご提案もありまして、

こうしたらいい、ああしたらいいというそんなご意見を議会の場から直に届けているんですね。その届けた行為をどういうふうに一体受けとめておるのかなど。すべてのものに対して、一方的に無視をされたという感覚を私自身は持っておるんです。いろいろ提案をしながら、しておるにもかかわらず、現庁舎ゾーンという3月29日の最終的な市長のこの構想に基づいて、基本構想が進められていくというこういう非常に残念な気持ちが、私自身あるわけであります。

そこに至るまでの経緯というのは、各議員の皆さんからいろいろ考え方を示してきたわけです。それを真摯に受けとめていただくならば、3月29日、年度末に絞るような選択肢の方法というのはいかかなものかなというふうに私は考えております。

だからゆえ、議会としての対抗措置ではありませんけれども、これは意識的にそういう気持ちはありませんが、基本構想や基本計画も含めて、議会として本会議の中でしっかりと審議をできるようなシステムができないのだからと、その承認手続きというものが明らかになってくるわけでありますけれども、これは地方自治法でいいますと、96条の中にそれぞれのことが書いてありますけれども、その手続きを踏める上では、我々には権利がありませんので、やはり市長をはじめ、行政の皆さんが、これは承認事項にしていこうと、議決事項にしていこうというご意識があるならば、あってしかるべきだと思います。今のここまでのやり方、進め方は、議会を半分無視された形で進めてきておるものですから、ぜひともその辺のところを進めていただきたいと思うし、どのような考えでおられるのかということで改めてこの4点目についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 世古総合政策部長。

○世古和美総合政策部長 これまでもお答えしたとおり、市民会議の中にも議員さんが出

ていただくというパターンもございますし、それには、そのほかにもさまざまな形で参画していただいて、議論を積んでいきたいと思っております。

それで、議員さんだけではなく、その他の意見の立場の方々もいますので、そういうところで議論を集約されれば、承認だとか、議決ということではなく、概ねのご了解を得られたという過程が進んでくると思います。

そういう形で合意を高めていくという作業が一番大事でありまして、そこで合意が得られないものは上に上がってきませんので、なるべく、なるべくというよりも、ぜひ議論の場に議会として入っていただきたいと。

今まで議会としてさまざまな提案をして無視されたというお話もありましたけれども、庁舎建設に関しては、議会として統一した見解として提案されたことは私はまだ記憶してございませんので、今後はこちらのほうのご相談に対して議会としてお答えいただければ、当然その都度その都度最重要視して、一つの条件として考えていきたいというふうに思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 結局、まとめていいますと、市の考え方を議会や市民に押しつけたようなものの結果になってしまうんです。現庁舎ゾーンで決まったから、我々もその中へ参加して、基本構想も含めて、基本計画も含めて、チェックをしていくという体制がもうつくられてしまったと、現状そうなんです。その前に、我々議会としてはチェックを果たしていくという役割があるものから、何らかの措置がやっぱり必要ではなかったかということでもあります。

そのためには、調査研究のための我々特別委員会もつくってありますけれども、最終的にこの基本構想そのものとの考え方については、最終的に議会へ、議会の承認をいただくというその行為をとられるのか、とらないの

か、その辺の結論も含めて考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。改めてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 今回の丸山委員のご質疑について、私は二つ部分を分けて考えたいと思います。

一つは、現庁舎ゾーンの決定に至るまで、議会のご意見というのを私どもが斟酌したか、しなかったかという問題。それから、もう一つは、基本構想の取り扱い方を議会承認という手続きをとるか否かという問題。これは、必ずしもイコールの問題ではないと思うんですね。つまり、私の理解、認識としては、議会のご意見を無視したとか、全く考慮しなかったというつもりは全くございません。総合政策特別委員会の中間答申、中間報告をいただきましたので、これをもちろん十分に考慮をし、その中で全体の概ねの妥当な線として現庁舎ゾーンを検討委員会の答申も踏まえて出したところであります。その前には、市民アンケートも取ってございます。

そういう経過の中で、時間的な、日程的なタイトなスケジュールも考慮して、これしかないという決断をさせていただいたのが3月29日の決定でありました。

したがって、これまでも総合政策特別委員会を設置する前段としても、確か昨年の中協場で私もぜひこれは議会と協調しながら、統一步調をできるだけとりながらやっていきたいということを申し上げ、その既決として、総合政策特別委員会が設けられ、庁舎建設についても同様にこの中で議論をいただいたものと思っておりますし、総合政策特別委員会のお求めがあれば、いつでも私どもは担当者が出向き、ご説明を申し上げてきたつもりであります。

したがって、これまで議会の意見を無視してきたんだから、今度は承認事項にすべきだという意味では、私はその意見はとらな

いという立場であります。

しかし、一方で基本構想の承認について、もしも議会の総意として承認事項にすべしと、こういうご意見が議会の総意として出たならば、私はその時点で議会と協議をしながら必要な手続きがあるならば、とってまいりたいというふうに思います。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第80号議案の質疑を終了します。

これより、第80号議案の討論を行います。

討論は、ありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第80号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって第80号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前10時14分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木司郎